

鍛圧ハンマを起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種 (小)	事故の 型	労働者 の規 模
2017	1	13 ～ 14	作業者が鍛造プレス工場内において、160tプレス（3号機）で段取り替えをしていた際、非常停止スイッチを押していなかった為、製品を入れた時に上型のパンチが下降してきて両手を挟まれて負傷した。	35	11502	7	30 ～ 49
2017	1	13 ～ 14	派遣先において、160tプレス機の作業盤面（2835mm×1080mm×1440mm）で段取り替え中に、非常停止ボタンを押さずに製品を入れた時に上型パンチが下降してきて両手を負傷した。	35	170101	7	1 ～ 9
2017	4	11 ～ 12	弊社鍛造工場でエアースタンプハンマー（鍛造機）を使い鍛造作業をしていた所、突然足踏みペダルを引き上げるバネの付け根のフック状のボルトがブチッと切れ、分銅のラムが突如落下した。その際にラムに付いていた型の端が材料を持っていた左手人差し指にぶつかり、左手人差し指の第一関節と第二関節を損傷（後で切断）した。	57	11001	7	50 ～ 99
2017	5	9 ～ 10	工場内で自動刻印機の点検清掃を始める際、機械の電源スイッチを切るのを忘れ、機械に右手中指を挟み傷を負った。弊社の製造作業標準に反して、点検を行うことを怠った為の事故である。自動刻印機は5秒毎位に同じ速度で作動するものである。	45	11209	7	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html